

公 告

次のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第21条の規定に基づき公告する。

令和8年7月10日

大分県企業局長 首藤 圭

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。電子入札の取扱いはこの公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準による。
- 二 本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。
- 三 本案件は、総合評価落札方式に係る自己採点方式の対象案件である。

第1 競争に付する事項

1	工事名	令和8年度 水建水第111-1号 電動駆動装置更新工事
2	工事場所	判田取水場 大分市大字下判田
3	工期	令和9年3月15日限り
4	工事概要	各ゲート電動駆動装置撤去 1式 各ゲート電動駆動装置据付 1式 調整・試運転 1式
5	予定価格	62,833,100円 (※予定価格×100／110＝57,121,000円)
6	総合評価に係る加算点の最高点	10点
7	施工体制評価点	15点

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件は、次の1から3の全ての競争参加資格を満たしている者に限り入札参加を認める。

1 企業

次の表にて、（1）から（4）の全ての要件を満たしていること。

区分	要件	備考
（1）業種	機械器具設置工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）による資格認定（格付）
（2）許可区分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第1号又は第2号
（3）施工実績等	下記3の（3）及び（4）の施工実績等を有すること。	—
（4）総合評定値（P点）	下記3の（5）のとおりに	※機械器具設置に係るP点

2 配置予定技術者

次の表にて、（1）から（3）の全ての要件を満たす主任（監理）技術者を専任で配置できること。

区分	要件
（1）国家資格等	上記1の（1）の業種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号の資格を有すること。
（2）施工経験	現場代理人又は主任（監理）技術者として、下記3の（6）の工事に従事した経験を有すること。
（3）雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヵ月以上前に雇用された者であること。

ただし、配置予定技術者の兼務等は「別添 配置予定技術者の兼務等」を参照すること。

3 本店所在地等

次の表にて、（1）の本店所在地に対応して（2）から（6）の全ての要件を満たしていること。

ただし、公告日前1年間に、大分県土木建築部から「契約後VE提案に関する優遇措置通知書（以下、「優遇通知書」という。）」を受けている場合（工種は機械器具設置工事とし、認められた応札回数の範囲内に限る。）は、本店所在地に係わらず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。（※第3の5（1）の期間内に、大分県企業局 総務課契約管財班へ優遇通知書（原本）を持参のうえ提出すること。）

区分	要件
（1）本店所在地	大分県内
（2）支店等所在地	九州内
（3）企業の同種工事の施工実績	大分県内にて国、特殊法人等又は大分県内の地方公共団体が発注した、1件の請負代金額500万円以上の機械器具設置工事（遊具及びエレベータは除く）
（4）年間平均完成工事高	114,242千円以上
（5）総合評定値（P点）	790点以上
（6）配置技術者の同種工事の施工経験	大分県内にて国、特殊法人等又は大分県内の地方公共団体が発注した、1件の請負代金額500万円以上の機械器具設置工事（遊具及びエレベータは除く）

注意事項

（1）	「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所とする。
（2）	「支店等」とは、大分県との契約の委任を受けた営業所のこと。
（3）	企業の同種工事の施工実績の対象となる工事は、平成28年4月1日以降、技術資料等の提出締切日までに完成し、引渡を受けたものとする。なお、工事は元請として施工したものとし、共同企業体として施工した場合は、出資比率が20％以上の場合に限る。また、「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に該当する法人とする。
（4）	年間平均完成工事高及び総合評定値（P点）は、機械器具設置に係るものとし、審査基準日を令和6年10月1日～令和7年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする。（合併等により大分県が入札参加資格の継承又は再認定を認めた場合は、この限
（6）	配置予定技術の同種工事の施工経験の対象となる工事は、平成28年4月1日以降、証明資料の提出締切日までに完成し、引渡を受けたものとする。なお、工事は元請として施工したものとし、共同企業体として施工した場合は、出資比率が20％以上の場合に限る。また、「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に該当する法人とする。現場代理人としての経験の場合は、配置された時点で主任（監理）技術者となり得る資格を有していれば、要件を満たしているものとみなす。

第3 入札手続等

1	担当部局	大分県企業局 総務課契約管財班
	住所	大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎新館4階）
	電話番号	097-534-1341
	E-mail	a70500@pref.oita.lg.jp
2	設計図書の閲覧	
(1)	閲覧期間	自 令和8年7月13日 9:00 至 同年8月3日 17:00
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム（ https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp ）による。
3	公告等に対する質問	
(1)	受付期間	自 令和8年7月14日 9:00 至 同月28日 17:00 ※開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	大分県企業局 総務課契約管財班
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ電送、持参、又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡を行うこと。
4	上記3の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、電子入札システムにて閲覧に供する。）	
(1)	質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日 至 令和8年8月3日 17:00
(3)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム（ https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp ）による。
5	技術資料及び競争参加資格証明資料（以下、「技術資料等」という。）の提出 入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。	
(1)	提出期間	自 令和8年7月13日 9:00 至 同月29日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、大分県企業局 総務課契約管財班へ提出すること。（提出期間は(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。）
6	入札書の提出	
(1)	提出期間	自 令和8年7月30日 9:00 至 同年8月3日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年8月3日 17:00までに、大分県企業局 総務課契約管財班へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は原則として1回とする。
7	入札金額内訳書の提出（入札書に添付すること。）	
(1)	提出期間	自 令和8年7月30日 9:00 至 同年8月3日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年8月3日 17:00までに、大分県企業局 総務課契約管財班へ厳封のうえ、提出すること。
8	開札	
(1)	予定日時	令和8年8月4日 9:00
(2)	場所	大分県企業局入札閲覧室（県庁舎新館4階）
(3)	立会い	開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。